

令和3年 6月30日
(2021年)

様

質問に対する回答書

吹田市下水道部長

吹田市公共下水道事業における官民連携事業検討業務のプロポーザルに関する質問に対し、以下のとおり回答いたします。

質問箇所	書類名	公募型プロポーザル実施要領
	ページ	12
	項番	表6-1
	項目	同種・類似業務実績確認書類
質問内容	企業実績及び配置技術者の実績を証明する書類は業務実績情報システム（テクリス）の登録内容確認書でもよろしいでしょうか。	
回答	テクリスの登録内容確認書のほか、当該業務の契約書及び発注者からの仕様書等（業務内容が確認できるもの）も添付してください。 添付書類では業務名、契約金額、契約当事者、業務内容を確認します。	

令和3年 6月30日
(2021年)

様

質問に対する回答書

吹田市下水道部長

吹田市公共下水道事業における官民連携事業検討業務のプロポーザルに関する質問に対し、以下のとおり回答いたします。

質問箇所	書類名	公募型プロポーザル実施要領
	ページ	12
	項番	表6-1
	項目	同種・類似業務実績確認書類
質問内容	配置技術者の実績を証明する書類として業務実績情報システム（テクリス）以外に業務計画書又は議事録等の写しは証明する書類として認めていただけますでしょうか。	
回答	本質問書に挙げられた書類を証明書類として認めます。	

令和3年 6月30日
(2021年)

様

質問に対する回答書

吹田市下水道部長

吹田市公共下水道事業における官民連携事業検討業務のプロポーザルに関する質問に対し、以下のとおり回答いたします。

質問箇所	書類名	提案評価基準
	ページ	5,6
	項番	3.1
	項目	第1次審査 審査基準及び配点
質問内容	国土交通省から受託した「国内のある自治体をモデル都市とするCM方式の導入調査業務」は1建設分野でのCM方式導入調査又は検討業務の実績に該当するでしょうか。	
回答	本質問書では業務名のみ確認できるだけでありますので、「建設分野でのCM方式導入調査又は検討業務」に該当するかを明言することはできません。 テクリスの登録内容確認書のほか、発注者からの仕様書等（業務内容が確認できるもの）を書類提出時に添付いただきまして確認させていただきたいと思っております。	

令和3年 6月30日
(2021年)

様

質問に対する回答書

吹田市下水道部長

吹田市公共下水道事業における官民連携事業検討業務のプロポーザルに関する質問に対し、以下のとおり回答いたします。

質問箇所	書類名	提案評価基準
	ページ	5,6
	項番	3.1
	項目	第1次審査 審査基準及び配点
質問内容	下水道分野の包括的民間委託（日常的維持管理業務や計画的維持管理業務などに加えて「修繕・改築工事」を含む。）に対する「第三者モニタリング業務」は、1建設分野でのCM方式導入調査又は検討業務と同等の実績として認められますでしょうか。	
回答	本質問書では業務名のみ確認できるだけでありますので、「建設分野でのCM方式導入調査又は検討業務」に該当するかを明言することはできませんが、「下水道分野でのPPP/PFI導入に関連した調査又は検討業務」に近いように思われます。 詳しくはテクリスの登録内容確認書のほか、発注者からの仕様書等（業務内容が確認できるもの）を書類提出時に添付いただきまして確認させていただきたいと思っております。	

令和3年 6月30日
(2021年)

様

質問に対する回答書

吹田市下水道部長

吹田市公共下水道事業における官民連携事業検討業務のプロポーザルに関する質問に対し、以下のとおり回答いたします。

質問箇所	書類名	提案評価基準
	ページ	5,6
	項番	3.1
	項目	第1次審査 審査基準及び配点
質問内容	企業実績及び配置技術者の業務執行能力は、同種1～3及び類似4～6の実績を複数件上げれば全て加点されて、最大10（企業）、6（管理技術者）、5（担当技術者）点の配点となりますでしょうか。	
回答	御質問に記載されている考え方のとおりです。ただし、挙げられている実績等が本プロポーザルで求めている同種・類似業務に該当することが条件となります。	

令和3年 6月30日
(2021年)

様

質問に対する回答書

吹田市下水道部長

吹田市公共下水道事業における官民連携事業検討業務のプロポーザルに関する質問に対し、以下のとおり回答いたします。

質問箇所	書類名	提案評価基準
	ページ	5,6
	項番	3.1
	項目	第1次審査 審査基準及び配点
質問内容	企業実績、管理技術者及び担当技術者の同種及び類似実績について、設計共同企業体の代表企業として受注・履行した案件についても業務実績として認めていただけますでしょうか。	
回答	貴社にて担当した作業が同種・類似業務の主たる作業（調査や検討業務における核となる部分）や業務の統括管理であれば、業務実績として認めることができます。ただし、貴社がその部分を担当したことを確認できる書類（業務計画書等）を添付してください。	